

# 小児科診療 UP-to-DATE

2020年9月22日放送

## 性虐待児への対応

認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン  
代表 山田 不二子

性虐待というと、小児性愛が原因だと考えられがちです。確かに、学校・幼稚園の教師や保育士が多数の子どもたちに性虐待を行うような事案では、その加害者に小児性愛者が多いことは事実です。しかし、そのような家庭外性虐待でも、小児性愛ではなく、支配欲・所有欲に基づくものもあります。ましてや、家庭内性虐待の場合、その多くは支配欲や所有欲、征服欲によるもので、性を用いるとその達成感が強まるので、性虐待を犯すのです。

ある性虐待事件の裁判で、加害者である父親が「娘が学校の試験を頑張りすぎて疲れている時期がありました。後ろ向きな発言をするようになったので、娘を励ますために少しでもできることはないかと、抱きしめたり添い寝したりしていた時期があり、その中で、性交したいという気持ちが起こったのだと思います」と延べたそうです。この言い訳を真に受ける人はあまりいないでしょう。このように、加害者は保身のために事実を矮小化したり、自分の行為を正当化したりします。

一方、被害児は、「お母さんのいないところでしか起こらないから、きっと秘密にしておかなければいけないことなんだ」とか、「お父さんが『誰にも話しちゃいけない』って言ったから、黙ってなければいけない」と考えたり、加害者から「このことを誰かに話したら、

### Normal to be Normal (1)

- “Normal to be Normal”: 「挿入性の性虐待を受けた子どもであっても、健常な子どもと同じように所見は正常です。」
- Adams JA, Harper K, Knudson S, Revilla J. Examination findings in legally confirmed child sexual abuse: it's normal to be normal. *Pediatrics*. 1994;94(3):310-317.
- Heger A., Ticson L, Velasquez O, Bernier R. Children referred for possible sexual abuse: medical findings in 2384 children. *Child Abuse & Neglect The International Journal*. 2002;26:645-659.
  - Only 4% of all children referred for medical evaluation of sexual abuse have abnormal examinations at the time of evaluation.

家族がバラバラになるぞ」と脅されたりして、自分が受けている被害を秘密にします。そのうえ、加害者は親や年上のきょうだいであるため、「やめて」ということも難しいですし、たとえ、「いやだ」と言えたとしても、加害者が犯行をやめてくれるわけでもありません。

幼い頃は、性の意味を理解できませんから、自分が受けている行為が性虐待だと認識できないこともよくあり、その意味に気づいたときにはもう、拒否することは不可能な状況になっています。すると、子どもは何も悪くないのに、「自分も同罪だ」と思い込んで、なおさら、誰にも相談できなくなります。

では、子どもたちのまわりにいる大人はどうすればよいのでしょうか。

まず、見つけてあげることです。そして、見つけたら、児童相談所に通告します。通告を受理した児童相談所は、速やかに警察・検察と連携して、『協同面接』と呼ばれる司法面接と専門的な診察を子どもに提供します。私はこの専門的な診察を『系統的全身診察』と呼んでいます。

ここで特に重要なことは、司法面接を実施する面接者は、高度な技術が要求される司法面接の手順を習得しているというだけでは不十分で、子どもの発達段階や性的発達、子どもが性虐待にどのように対応するかというその精神力動や、子どもが被害をどのように打ち明けるのかというそのプロセスを十二分に理解していなければならないという点です。

以前、日本では、児童相談所・警察・検察がバラバラに子どもから聞き取りをしていました。そのたびに、子どもの傷付きを深めるという問題があり、2015年10月28日発出の通知以降、児童相談所・警察・検察の代表者1名が『協同面接』を実施することで、繰り返し面接を行わない体制が構築されつつあるものの、通常業務の片手間で司法面接を実施しているというのが現状です。これでは、長い間、自分ひとりで耐え忍んできた子どもたちに適切な司法面接を実施できるはずがありません。

## Normal to be Normal (2)

- Adams JA, Farst KJ, Kellogg ND. Interpretation of Medical Findings in Suspected Child Sexual Abuse: An Update for 2018. *Journal of Pediatric and Adolescent Gynecology*. 2018;31:225-231.
  - Most sexually abused children will not have signs of genital or anal injury, especially when examined nonacutely. A recent study reported that only 2.2% (26 of 1160) of sexually abused girls examined nonacutely had diagnostic physical findings, whereas among those examined acutely, the prevalence of injuries was 21.4% (73 of 340).

### 子どもの権利擁護センターかながわ 司法面接室



### 子どもの権利擁護センターかながわ 多機関連携チーム・モニタールーム



性虐待は、身体的虐待と異なり、子どものからだに異常所見を認めることはほとんどありません。警察官や検察官にも知らない人が多いですし、児童相談所職員や医師であっても、「性器や肛門に挿入性の被害を受けたら、裂傷などの外傷が生じるはずだ」と思い込んでいる人がいるのですが、実は、性虐待の被害児のうち、性器肛門に異常所見が見つかる子どもはたった 4%です。最近の報告によって、性虐待が疑われた子どもに対して、最終挿入から 72 時間以内の急性期に系統的全身診察を実施すれば、21.4%の子どもに性器肛門外傷等の異常所見を発見できますが、急性期を過ぎると、その比率は 2.2%にまで落ちるということがわかってきました。とはいえ、おしなべてみると、性器肛門に異常所見を見つけてあげられるのは 4%に過ぎないのです。

しかし、これは、ある意味で朗報です。というのも、子どもたちの中には挿入性の被害を受けたのに、「何も入れられたことはない」と否認する子どもたちが少なくないからです。実は挿入されたのに、なぜ、子どもたちは「挿入されてない」と言うのかというと、「自分のからだは傷ついている」と思い込んでいるからです。私は『系統的全身診察』の専門家として

性虐待を受けたことが疑われる子どもたち、100 人くらいの診察をしてきましたが、それまで貝のように口を閉ざしていたのに、「あなたのオシッコの出るところとウンチの出るところをていねいに診たけど、全然、傷ついてなかったよ」と伝えてあげたとたん、「パパに入れられた」「お兄ちゃんに入れられた」と開示をしてくれる子どもたちに何人も出会ってきました。自分が長年、抱えてきた不安や心配が杞憂に過ぎなかったことを知って初めて、回復の道を歩み出せる子どもたちがいます。その意味で、『系統的全身診察』には異常所見の発見や証拠採取以上に大きな意義があるのです。

性虐待を打ち明けることを妨げる障壁があまりに重過ぎて、子どもたちは被害を否認せざるを得ません。それでも、子どもたちの心の奥底には「誰かに自分が受けた被害を理解してもらいたい」という思いが眠っています。子どもたちが抱えざるを得なかった障壁を取り除いてあげながら、一人で悩み続けてきた被害の実態を理解してあげること、これが『司法面接』です。そして、自分のからだに対してマイナスのボディ・イメージを持ってしまった子どもに「あなたは傷ついてない」と言ってあげられるのが『系統的全身診察』です。この二つは、二つで一つの虐待ア

#### 子どもの権利擁護センターかながわ 診察室



#### 子どもの権利擁護センターかながわ 性虐待被害児専用診察台



セスメントであることを知ってください。

では、最後に、どうやって性虐待を見つけるかというお話をしましょう。

先ほどもお伝えしましたが、幼い子どもたちは「何かへん」と思いつつも、性の意味を理解できませんし、加害者の底意を推し量ることもできませんので、被害としての認識が薄く、あっけらかんと無邪気にお話ししてしまうことがあります。しかし、そのような子どもの言動を見ても、保育士や幼稚園教諭に「その背景に性虐待があるかもしれない」という知識がないため、そのまま放置されがちです。

また、性虐待の被害児が他の子どもに性的な加害をすることも少なくありません。にもかかわらず、日本では、加害をした子どもを叱っておしまい、もしくは、せいぜいよくて、個別の性教育をしておしまいです。自分が加害行為をした後に個別の性教育を受けたら、子どもは叱られたと感じて、たとえ、自分が家庭内で性虐待を受けていても、そのことをお話しできなくなります。ですので、子どもたちに懸念される行動を見つけたら、叱ったり、個別の性教育をしたりする前に、まず、「何かあったの?」「それをしたのは誰?」と最小限の情報だけ聴き取ってあげて、性虐待の疑いが払拭されない限り、児童相談所に通告してください。

小学校高学年以降になると、自分が受けている被害の重大性に気づいて、自ら打ち明けてくれることが多くなっていきます。その打ち明けを聞いた大人は、「性虐待なんてあるはずない」とか、「あのお父さんがまさか」といった先入観にとらわれて否認するのではなく、むしろ、「この子が話ししてくれたことは、この子が受けている被害の極一部に過ぎないかもしれない」という見方を持つことが大切です。でも、決して聞き過ぎないでください。

また、中高生の場合、性的逸脱行動や家出といった形で SOS を出してくることが少なくありません。このような場面に出くわすと、大人はついつい、子どもを指導したくなるものですが、まずは、子どもの話に耳を傾けましょう。

私が理事長を務める認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパンは『RIFCR™研修』を実施し、性虐待の見つけ方と虐待が疑われたときの聞き取り方法を学んでもらっています。ぜひ、ご受講ください。

## 子どもの権利擁護センターかながわ 司法面接室



「小児科診療 UP-to-DATE」

<http://medical.radionikkei.jp/uptodate/>